

第 88 号議案

大田区田園調布せせらぎ館条例の一部を改正する条例について

1 条例改正の目的

田園調布せせらぎ公園体育施設の整備に伴い、条例を改正する必要があるため。

2 改正案の主なポイント（詳細は別紙新旧対照表のとおり）

(1) 施設

- ・ 体育室
- ・ トレーニングルーム

(2) 使用料

施設名	使用区分			
	午前	午後 1	午後 2	夜間
体育室 A	8,000 円	8,000 円	8,600 円	9,800 円
体育室 B	8,000 円	8,000 円	8,600 円	9,800 円
トレーニングルーム	1 回につき 1 人 330 円			

午 前：午前 9 時から午前 11 時 30 分まで
午後 1：午後 0 時 30 分から午後 3 時まで
午後 2：午後 4 時から午後 6 時 30 分まで
夜 間：午後 7 時 30 分から午後 10 時まで

(3) 管理運営手法

指定管理者によることができる。
民間事業者のノウハウを活用し、効果的・効率的な運営が期待できる。

3 施行日

別途、規則で定める日から施行する。ただし、指定管理者の指定及びこれに伴う手続き、この条例の実施のために必要な準備行為は公布の日から施行する。
令和 6 年度の開設を予定。

大田区田園調布せせらぎ館条例（令和元年条例第6号）新旧対照表

新	旧																						
<p>○大田区田園調布せせらぎ館条例 令和元年6月27日 条例第6号</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 区民の地域活動、<u>スポーツ活動及び文化活動</u>を促進し、地域力の向上を図るとともに、公園内の区民の憩いの場として活用するため、大田区田園調布せせらぎ館（以下「せせらぎ館」という。）を大田区田園調布一丁目53番12号に設置する。</p> <p>（施設）</p> <p>第2条 せせらぎ館には、次に掲げる施設を設ける。</p> <p>（1） 多目的室 （2） 集会室 （3） 和室 （4） 休憩スペース （5） <u>体育室</u> （6） <u>トレーニングルーム</u> （7） その他必要な施設</p> <p>（使用）</p> <p>第3条 多目的室、集会室、<u>和室、体育室及びトレーニングルーム</u>（以下「多目的室等」という。）又は付帯設備若しくは特殊器具を使用しようとする者は、区長に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2及び3 （略）</p> <p>（使用料等）</p> <p>第4条 多目的室等の使用料は、<u>別表第1及び別表第2</u>のとおりとする。</p> <p>2 付帯設備及び特殊器具の使用料は、1万円の範囲内において規則で定める。</p> <p>3から5まで （略）</p> <p>第5条から第16条まで （略）</p> <p><u>別表第1</u>（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="3">使用区分</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一多目的</td> <td style="text-align: center;">3,000円</td> <td style="text-align: center;">5,400円</td> <td style="text-align: center;">5,400円</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	使用区分			午前	午後	夜間	第一多目的	3,000円	5,400円	5,400円	<p>○大田区田園調布せせらぎ館条例 令和元年6月27日 条例第6号</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 区民の地域活動<u>及び文化活動</u>を促進し、地域力の向上を図るとともに、公園内の区民の憩いの場として活用するため、大田区田園調布せせらぎ館（以下「せせらぎ館」という。）を大田区田園調布一丁目53番12号に設置する。</p> <p>（施設）</p> <p>第2条 せせらぎ館には、次に掲げる施設を設ける。</p> <p>（1） 多目的室 （2） 集会室 （3） 和室 （4） 休憩スペース <u>（追加）</u> <u>（追加）</u> （5） その他必要な施設</p> <p>（使用）</p> <p>第3条 多目的室、集会室<u>及び和室</u>（以下「多目的室等」という。）又は付帯設備若しくは特殊器具を使用しようとする者は、区長に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2及び3 （略）</p> <p>（使用料等）</p> <p>第4条 多目的室等の使用料は、<u>別表</u>のとおりとする。</p> <p>2 付帯設備及び特殊器具の使用料は、1万円の範囲内において規則で定める。</p> <p>3から5まで （略）</p> <p>第5条から第16条まで （略）</p> <p><u>別表</u>（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="3">使用区分</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一多目的</td> <td style="text-align: center;">3,000円</td> <td style="text-align: center;">5,400円</td> <td style="text-align: center;">5,400円</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	使用区分			午前	午後	夜間	第一多目的	3,000円	5,400円	5,400円
施設名		使用区分																					
	午前	午後	夜間																				
第一多目的	3,000円	5,400円	5,400円																				
施設名	使用区分																						
	午前	午後	夜間																				
第一多目的	3,000円	5,400円	5,400円																				

新				旧				
室 A				室 A				
第一多目的室 B	3,000円	5,400円	5,400円	第一多目的室 B	3,000円	5,400円	5,400円	
第二多目的室	600円	1,000円	1,000円	第二多目的室	600円	1,000円	1,000円	
第一集会室	1,500円	2,700円	2,700円	第一集会室	1,500円	2,700円	2,700円	
第二集会室	1,500円	2,700円	2,700円	第二集会室	1,500円	2,700円	2,700円	
第三集会室	1,500円	2,700円	2,700円	第三集会室	1,500円	2,700円	2,700円	
第四集会室	1,500円	2,700円	2,700円	第四集会室	1,500円	2,700円	2,700円	
和室	900円	1,600円	1,600円	和室	900円	1,600円	1,600円	
備考 (1)から(5)まで (略)				備考 (1)から(5)まで (略)				
<u>別表第2 (第4条関係)</u>				<u>(新設)</u>				
<u>(新設)</u>				<u>(新設)</u>				
<u>施設名</u>	<u>使用区分</u>							
	<u>午前</u>	<u>午後1</u>	<u>午後2</u>	<u>夜間</u>				
<u>体育室 A</u>	<u>8,000円</u>	<u>8,000円</u>	<u>8,600円</u>	<u>9,800円</u>				
<u>体育室 B</u>	<u>8,000円</u>	<u>8,000円</u>	<u>8,600円</u>	<u>9,800円</u>				
<u>トレーニンググループム</u>	<u>1回につき1人330円</u>							
備考				<u>(新設)</u>				
<u>(1) 午前とは午前9時から午前11時30分まで、午後1とは午後0時30分から午後3時まで、午後2とは午後4時から午後6時30分まで、夜間とは午後7時30分から午後10時までとし、それぞれの区分を1使用区分とする。</u>								
<u>(2) 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。</u>				<u>(新設)</u>				
<u>(3) 2使用区分以上を使用する場合には、中間の時間(午前11時30分から午後0時30分まで、午後3時から午後4時まで、午後6時30分から午後7時30分まで)を使用することができる。この場合において、それぞれの中間の時間の使用に係る使用料は、徴収しない。</u>				<u>(新設)</u>				
<u>(4) 営利を目的とする物品の販売その他これに類する行為のため使用する場合は、この表に定める使用料の5割相当額(計算方法については、区長が別に定める。)をこの表に定める使用料のほかに徴収する。</u>				<u>(新設)</u>				
<u>(5) 区外のもの(個人についてはその者</u>				<u>(新設)</u>				

新	旧
<p><u>が区内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者をいい、団体についてはその構成員の半数以上が区内に在住し、在勤し、又は在学する者である団体以外の団体をいう。）が使用するとき、この表に定める使用料の2割相当額（計算方法については、区長が別に定める。）をこの表に定める使用料のほかに徴収する。ただし、トレーニングルームを使用する場合及び前号の規定によりこの表に定める使用料が割増しとなる場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>2 区長又は指定管理者は、この条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。</u></p>	